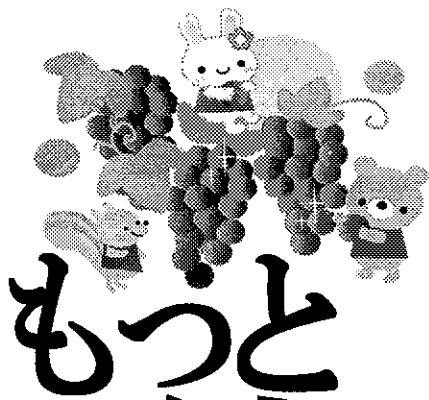


秋厚労ニュース



もつと 休み取りやすく

永続勤務休暇

現在、秋田県厚生連では、勤続25年以上30年未満と勤続30年以上の職員は永続勤務休暇を取得できます。秋厚労は秋闘で、休みを取りやすい職場づくりのために、制度の改善を要求しています。

秋田県厚生連の永続勤務休暇（現行）

- ☆ 30年以上の勤務者は1回に限り休日を含め7日
- ☆ 25年以上30年未満の勤務者は1回に限り休日を含め2日

秋厚労の要求

以下のような休暇制度を新設すること

- 1) 全職員について、入職5年目から5年ごとに、それぞれ2日間以上の特別休暇を与える
- 2) 該当職員に対し、これまで「永続勤務休暇制度」として記念品を与えていた場合は、同額を現金で与える

秋厚労は5年目から取得できる制度を要求

中途採用の職員は、定年退職までの年数が25〜30年に満たない場合も、「2年間働いて、永続勤務休暇が2日間では少ない」という声もあります。

秋厚労は、秋闘の要求で「入職5年目から5年ごとに休みを取得できる制度の新設」を求めています。小刻みに休暇を取得できる制度にする事で、年齢

勤続30年 休暇取得者は約7%

関係なく休みを取りやすくなり、職員が「長く働きたい」と思える職場

づくりに役立つと考えます。

3月の団体交渉で、秋厚労は経営者に、制度の改善と取得実績の公表を求めました。6月に提示された経営者資料によると、秋田

平成29年度永続勤務休暇取得実績(全事業所計)

	人数	%
勤続30年以上の職員数	530	-
うち休暇取得人数	41	7.7
勤続25年以上の職員数	270	-
うち休暇取得人数	18	6.7

県厚生連で平成29年度、勤続25年の休暇を取得した人は18人。そのうち9割(17人)が2日間全て取得しました。勤続30年の休暇をみると、7日間全て休んだ人は58.5%。中には2〜3日しか取得していない人も理由不明ですが、人手不足が背景にある可能性がありま

「お休みはお互いさま」の職場づくり

永続勤務休暇は、働いた人がリフレッシュするための休み。せっかく制度があっても取れなければ意味がありません。良い仕事をするには、休む時はしっかり休み、心身ともに健康を保つことが不可欠です。秋厚労は振替休

日や年休も含めて「お休みはお互いさま」の職場をめざして運動しています。制度の充実とあわせて、休みを取りやすい職場づくりを進めます。秋闘の団体交渉では、大きな課題である「人手不足」の解消を経営者に求めます。

勤続25年以上の職員の休暇取得日数ごとの人数

取得日数	人数	%
1日	1	5.6
2日	17	94.4
計	18	100.0

(経営者資料より)

勤続30年以上の職員の休暇取得日数ごとの人数

取得日数	人数	%
1日	0	0.0
2日	1	2.4
3日	3	7.3
4日	2	4.9
5日	6	14.6
6日	5	12.2
7日	24	58.5
計	41	100.0